

「県民緑税」の実施期間の延長について

森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、雨水の貯留による洪水・渇水防止機能、二酸化炭素の吸収による温暖化防止機能をはじめ、気候緩和や大気浄化、土砂の流出防止、火災の延焼防止、安らぎの空間の創出など多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接にかかわっています。

兵庫県では、豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、災害に強い森づくりや、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めてきました。

しかし、平成30年7月豪雨等の災害の甚大化、頻発化による災害リスクが依然として高く、まちの中心部等、地域によっては緑が不足しています。そこで、これまでの成果を活かした森林整備・都市緑化を今後も計画的に進めていく必要があることから、実施期間を令和7年度まで5年間延長し、引き続き大切な「緑」を守る事業を実施します。

【「県民緑税」のしくみ】※税率等に変更はありません

| | | | | | | |
|--------------|---|--|----------------|----------------|-----------------|----------|
| 課税方式 | 県民税均等割の超過課税 | | | | | |
| 納税義務者 | 法人 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人 ○ 県内に事務所、事業所又は寮等を有し収益事業を行う人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの | | | | |
| | 個人 | 1月1日現在で県内に住所等を有する人 （県民税均等割が課税される人が対象となるので、一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。） | | | | |
| 超過税率 （年額） | 法人：標準税率の均等割額の10%相当額 | | | | | |
| | 資本金等の額 | 1千万円以下 | 1千万円超 1億円以下 | 1億円超 10億円以下 | 10億円超 50億円以下 | 50億円超 |
| | 標準税率 | 20,000円 | 50,000円 | 130,000円 | 540,000円 | 800,000円 |
| | 超過税率 | 2,000円 | 5,000円 | 13,000円 | 54,000円 | 80,000円 |
| | 納税額 | 22,000円 | 55,000円 | 143,000円 | 594,000円 | 880,000円 |
| | 個人：800円 （個人県民税均等割の標準税率1,000円に上乘せ） ※別途、臨時特例法に基づく東日本大震災の復興特例加算分として年500円を加算 （平成26年度～令和5年度） | | | | | |
| 課税期間 | 5年間（課税期間を経過する時点で、事業の成果や社会情勢等により見直しを検討します。） ・法人：令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に開始する事業年度分 ・個人：令和3年度分～令和7年度分 | | | | | |
| 税收規模 | 5年間で約120億円（法人約20億円・個人約100億円） | | | | | |
| 税收の使途の明確化 | 県民緑基金により他の財源と区別して管理し、使途についても、県民緑税条例で、森林及び都市の緑の保全・再生のための事業に限定しています。 | | | | | |

【Q & A】

Q 事業年度が1年に満たない場合、又は事業所を廃止・新設した場合の計算はどのようになるのですか。

A 改正後の均等割額（年額）について、事務所等を有していた期間により月割計算します。

（例）資本金等の額：1億円、事業年度：令和3年4月1日～令和3年7月15日である場合

・月割計算 $55,000円 \times 3/12 = 13,750円$

・納税額 13,700円（100円未満切り捨て）

※ 1事務所等の存在した期間が1カ月未満のときは1カ月とし、1カ月以上のときの端数は切り捨てます。

Q 「県民緑税」の税収はどのように活用されますか。

○ 災害に強い森づくり事業（森林の整備）

森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、流木・土石流による被害を軽減する簡易流木止め施設の設置や、倒木・崩壊の危険性が高い人家裏山の危険木伐採などの森林整備を実施します。

- ・ 緊急防災林整備
- ・ 針葉樹林と広葉樹林の混交整備
- ・ 里山防災林整備
- ・ 野生動物共生林整備
- ・ 住民参画型森林整備
- ・ 都市山防災林整備



簡易流木止め施設



人家裏の危険木伐採

○ 県民まちなみ緑化事業（都市の緑化）

都市環境の改善や防災性の向上を目的に、住民団体等により実施される植樹や芝生化などの緑化活動に対して助成します。

- ・ 一般緑化（空地、広場、公園などでの植樹）
- ・ 校庭の芝生化（学校の校庭や幼稚園、保育園などの園庭の芝生化）
- ・ ひろばの芝生化（公園、広場、グラウンドなどの芝生化）
- ・ 駐車場の芝生化
- ・ 建築物の屋上緑化・壁面緑化
- ・ 都心緑化（公的空間を豊かにする緑化）



校庭の芝生化

【「県民緑税」お問い合わせ先】

- <税の仕組み> 税務課 TEL (078) 362-3086 FAX (078) 362-3906
- <森林の整備> 豊かな森づくり課 TEL (078) 362-3144 FAX (078) 362-3954
- <都市の緑化> 都市政策課 TEL (078) 362-3563 FAX (078) 362-9487

県ホームページもご覧ください。

兵庫県 県民緑税

検索

◎申告の際に、ご不明な点がございましたら、下記の県税事務所の法人県民税担当課にお問い合わせください。

| 県税事務所 | 所在地 | 電話（直通） | 担当地域 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 神戸 | 〒653-8766 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 | (078) 647-9131 (078) 647-9133 | 神戸市 |
| 西宮 | 〒662-8503 西宮市櫛塚町2-28 | (0798) 39-1538 | 西宮市・芦屋市 |
| | | (0798) 39-1514 | 尼崎市 |
| 伊丹 | 〒664-8522 伊丹市千僧1丁目51 | (072) 785-7454 | 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町 |
| 加古川 | 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 | (079) 421-9282 | 明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町 |
| 加東 | 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 | (0795) 42-9339 | 西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町 |
| 姫路 | 〒670-0947 姫路市北条1丁目98 | (079) 281-9128 | 姫路市・神河町・市川町・福崎町 |
| 龍野 | 〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 | (0791) 63-5670 | 相生市・赤穂市・たつの市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町 |
| 豊岡 | 〒668-0025 豊岡市幸町7-11 | (0796) 26-3628 | 豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町 |
| 丹波 | 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 | (0795) 73-3746 | 丹波篠山市・丹波市 |
| 洲本 | 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 | (0799) 26-2026 | 洲本市・南あわじ市・淡路市 |